

## 栗山町議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第3章 町民と議会の関係 (町民参加及び町民との連携)</p>	<p>第3章 町民と議会の関係 (町民参加及び町民との連携)</p>
<p>第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。</p>	<p>第4条 略</p>
<p>2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会を原則公開するとともに、議会主催の一般会議を設置するなど、会期中又は閉会中を問わず、町民が議会の活動に参加できるような措置を講じるものとする。</p>	<p>2 略</p>
<p>3 議会は、<u>                    </u>、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。</p>	<p>3 議会は、<u>本会議</u>、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。</p>
<p>4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。</p>	<p>4 略</p>
<p>5 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。</p>	<p>5 略</p>
<p>6 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。</p>	<p>6 略</p>
<p>7 議会は、議会モニターを設置し、町民から議会運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会運営に反映させるものとする。</p>	<p>7 略</p>
<p>8 議会は、前7項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席のもとに町民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催して、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。</p>	<p>8 略</p>
<p>9 議会は、議会の権限に属する重要な議決事項につき、必要があ</p>	<p>9 略</p>

改正前	改正後
<p>ると認めるときは、当該事項に関する十分な情報公開のもとに、町民による投票を行い、その結果を尊重して議決することができる。この場合において、町民による投票に関する実施の要領は、別に条例で定める。</p> <p>第6章 <u>政務調査費</u>  (政務調査費の交付、公開、報告)</p> <p>第10条 <u>政務調査費</u>は、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、別に定める<u>栗山町議会政務調査費の交付に関する条例</u>（平成14年条例第41号）に基づき議員個人に対して交付するものとする。</p> <p>2 <u>政務調査費</u>の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、町民等から疑義が生じないように、議長に対して証票類を添付した報告書を提出するとともに、1年に1回以上、<u>政務調査費</u>による活動状況を町民に報告しなければならない。</p>	<p>第6章 <u>政務活動費</u>  (政務活動費の交付、公開、報告)</p> <p>第10条 <u>政務活動費</u>は、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、別に定める<u>栗山町議会政務活動費の交付に関する条例</u>（平成14年条例第41号）に基づき議員個人に対して交付するものとする。</p> <p>2 <u>政務活動費</u>の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、町民等から疑義が生じないように、議長に対して証票類を添付した報告書を提出するとともに、1年に1回以上、<u>政務活動費</u>による活動状況を町民に報告しなければならない。</p>